第百十四条の二第十一号を同条第十八号とし、同条第十号の二を同条第十七号とし、同条第十号を同条第十六号とし、同条第九号の二を同条第十五号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同条第二号から第八号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号の五を同条第六号とし、同条第一号の四を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第十七条第四項前段（出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四条の二第一号の三を同条第三号とし、同条第一号の二を同条第二号とする。

第百十五条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

五　第十七条の二第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

第百十五条第一項に次の三号を加える。

十二　第二十条の二第四項前段の規定に違反して同項に規定する出港届を提出せず出港し、又は偽つた出港届を提出した船長又は機長

十三　第二十条の二第四項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十四　第二十五条第二項（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、沿海通航船等を特殊船舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通航船等として使用した船長又は機長

第百十五条第二項第九号を同項第十一号とし、同項第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　第十七条の二第一項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

五　第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

第百十五条第二項に次の三号を加える。

十二　第二十条の二第四項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

十三　第二十条の二第四項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

十四　第二十五条第二項の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用された場合に限る。）

第百十五条の二第十三号を同条第十六号とし、同条第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第六十一条の四」の下に「（保税蔵置場についての規定の準用）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十二条の十五」の下に「（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」を加え、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第四十九条」の下に「（指定保税地域についての規定の準用）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第六十二条の七」の下に「（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第三十六条第一項」の下に「（保税地域についての規定の準用等）」を加え、同号を同条第六号とし、同条第二号の二中「第二十条の二第五項前段」を「第二十条の二第六項前段」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第十七条の二第三項前段（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十六条中「第十号及び第十号の二」を「第十六号及び第十七号」に、「第四号及び第十三号」を「第七号及び第十六号」に改める。

第百十九条第一項中「と認める」を削り、「参考人」の下に「（以下この項及び第百二十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）において「犯則嫌疑者等」という。）」を加え、「これらの者」を「犯則嫌疑者等」に、「所持する物件」を「所持し、」に改め、「犯則嫌疑者が」を削り、「提出した物件」を「提出し、」に改める。

第百二十一条の見出し中「差押」を「差押え等」に改め、同条第一項中「捜索又は差押」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第百二十一条第五項中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押えるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第百二十一条第三項中「以下この条から第百二十五条までにおいて」を「第百三十六条（鑑定等の嘱託）を除き、以下」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「、前項」を「、前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第百二十二条の見出しを「（通信事務を取り扱う者に対する差押え）」に改め、同条第一項及び第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第百三十条及び第百三十一条を削る。

第百二十九条の見出しを「（所有者等の立会い）」に改め、同条第一項中「税関職員は、」の下に「人の住居、人の看守する邸宅若しくは建造物又は」を加え、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「代る」を「代わる」に改め、「成年に達した」を削り、「親族」の下に「で成年に達した者」を加え、同条第二項中「同項」を「、同項」に改め、同条第三項中「第百二十三条」を「第百二十四条」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第四項中「捜索する」を「捜索をする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百二十七条及び第百二十八条を削る。

第百二十六条中「若しくは差押」を「、差押え若しくは記録命令付差押え」に、「証票」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第百二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（警察官等の援助）

第百三十条　税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。